

薬生食輸発0531第1号  
令和5年5月31日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産りんごジュースのパツリン、ベトナム産ツボクサのトルフェンピラド及びコスタリカ産バナナのピリプロキシフェン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年5月30日付け薬生食輸発0530第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した、韓国産りんごジュースの自主検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、韓国産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、ベトナム産ツボクサのモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産ツボクサのトルフェンピラドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

さらに、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3からコスタリカ産バナナのピリプロキシフェンの項を削除することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産ツボクサのトルフェンピラドについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年 5月31日	韓国	りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁	パツリン	REDAPPLEFARM
	ベトナム	ツボクサ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（トルフェンピラド）	ECH OP FARM LTD.